

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 〔条 例〕

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防保安課

○ 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

医療推進課  
医薬安全課  
子ども未来課  
消防保安課

○ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

人事課

○ 岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

行政改革推進室  
人事課

○ 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

〃

○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

〃

○ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

行政改革推進室

○ 岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

〃

〃

〃

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

○ 正する条例  
○ 岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

男女共同参画青少年課

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

環境管理課  
自然環境課  
保健福祉課

○ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

健康推進課  
長寿社会課  
環境管理課  
循環型社会推進課  
環境管理課

○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例

環境管理課

○ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例

医療推進課

○ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

長寿社会課

○ 岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例等の一部を改正する条例

〃

○ 岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

〃

○ 岡山県国民健康保険保険者機能強化基金条例

〃

○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例

農産課

目次	担当課(室)	目次	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要農作物種子法施行条例を廃止する条例</li> <li>○ 岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例</li> <li>○ 岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備</li> </ul>	<p>〃</p> <p>畜産課</p> <p>林政課</p> <p>道路整備課</p> <p>河川課</p> <p>建築指導課</p> <p>都市計画課</p> <p>建築指導課</p> <p>教育委員会</p> <p>警察本部</p> <p>住宅課</p> <p>教育委員会</p> <p>警察本部</p> <p>〃</p> <p>生活衛生課</p> <p>障害福祉課</p>	<p>及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>長寿社会課</p> <p>〃</p>

<p>備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正す</p>	<p>目次</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>担当課（室）</p>
<p>る条例</p> <p>○ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例</p> <p>【解説】</p> <p>○ 公布した条例の解説</p>	<p>目次</p>	<p>〃</p> <p>総務学事課</p>	<p>担当課（室）</p>

別表第三の一の項中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表の三の項及び四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表の五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表の六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千百円」を「二千五十円」に改め、同表の備考一中「一万三千五百五十円」を「一万三千五十円」に、「一万四千七百五十円」を「一万四千五百五十円」に改め、同表の備考二中「五千四百五十円」を「五千五百円」に、「四千二百五十円」を「四千三百円」に改める。

別表第四の一の項中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表の二の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表の三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千百円」を「千二百五十円」に改め、同表の四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百元」に改め、同表の六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表の備考一中「七千八百五十円」を「七千八百円」に、「九千四百五十円」を「九千五百円」に改め、同表の備考二中「二千八百円」を「二千八百五十円」に、「二千七百円」を「二千七百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十一号

旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和四十五年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 採光及び照明 施設内の安全上及び衛生上必要な照度を確保するよう、定期的に採光及び照明の設備の保守点検及び清掃を行うこと。

第四条第三号イ中「浴室」の下に「(浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。次号及び第六条第一項第一号において同じ。)」を加え、同号に次のように加える。

ト 客室には、くず入れを備えること。

第四条第五号及び第六号を削る。

第六条第一項中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「(いう。)」の下に「(を設ける場合)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「は、各階に設け、かつ」を「には」に

改め、同号を同項第二号とし、同項中第五号を第三号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第一項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同項第四号中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

(岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号イ中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(特例)

2 この条例の施行の前日に旅館業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第八十四号)附則第五条第一項の規定により同法による改正後の旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定による旅館業の許可に関する準備として行う当該許可の申請に対する審査については、第二条の規定による改正後の岡山県保健福祉関係手数料徴収条例(以下「新手数料条例」という。)第二条第十号イに定める額の手数料を徴収する。

3 新手数料条例第二条、第三条及び第五条から第七条までの規定は、前項の手数料について適用する。

4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該許可の申請に対する審査については、新手数料条例第二条の規定にかかわらず、同条第十号イの手数料は、徴収しない。

岡山県保健福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 大

岡山県条例第三十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第四項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。)」に改め、同条第八項及び第十二項中「看護師」を「看護職員」

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に鑑み、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を加える等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例について

公営住宅法等の一部改正に鑑み、認知症である者等に該当する県営住宅の入居者が収入の申告をすること及び報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者の家賃を、把握した収入に基づき算出した額とすることができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに鑑み、教育職員が行う部活動における指導業務等に係る特殊勤務手当の支給額を改めるものである。

◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について

職員が休職等から職務に復帰しやすい環境の整備を図るため、職務に復帰した日から一年を超えない期間に限り定員の外とすることができる職員に、休職等から職務に復帰した職員を加えるものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

道路交通法に基づき運転免許試験等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

旅館業法等の一部改正に鑑み、ホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準を旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準として統合するとともに、衛生措置等の基準から客室の収容制限等の基準を除くこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの職員の基準を改めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援及び児童発達支援等に係る共生型通所支援の事業の人